

【新設】（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

42 の 12 の 7-2 措置法第 42 条の 12 の 7 第 1 項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作（以下「取得等」という。）をした同項又は同条第 4 項に規定する**情報技術事業適応設備**（以下「**情報技術事業適応設備**」という。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該**情報技術事業適応設備**が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該**情報技術事業適応設備**は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものと**して取り扱う**。同条第 3 項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する**生産工程効率化等設備等**（以下「**生産工程効率化等設備等**」という。）を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。

【解説】

- 1 青色申告法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、その取得等をした**情報技術事業適応設備**について本制度による特別償却又は法人税額の特別控除の適用を受けるためには、その**情報技術事業適応設備**を国内にある自己の事業の用に供することを要し、他の者に貸し付けるような場合には、その適用がないこととされている（措法 42 の 12 の 7 ①④）。
- 2 しかしながら、一口に貸付けといっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの態様には様々なものがあり、これを一律に本制度の対象外とすることについては、やや問題がある。特に、認定事業適応事業者が専属の下請業者に対してその製品の下請加工をさせるために貸し付ける**情報技術事業適応設備**などについては、その実態は、当該認定事業適応事業者が自ら事業の用に供しているものとみる余地がある。
- 3 そこで、本通達において、形式的には**情報技術事業適応設備**の他の者への貸与であっても、実質的に認定事業適応事業者自ら事業の用に供したと同視し得るとき、すなわち、認定事業適応事業者が、その取得等をした**情報技術事業適応設備**を自己の下請業者に貸与した場合において、当該下請業者がその**情報技術事業適応設備**を専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供するときは、その**情報技術事業適応設備**は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものと**して取り扱う**ことを明らかにしている。
- 4 本通達の後段では、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制における**生産工程効率化等設備等**（措法 42 の 12 の 7 ③⑥）を自己の下請業者に貸与した場合における貸付けの用に供したものに該当するかどうかの判断についても、上記 1 から 3 までの取扱いと同様の取扱いとなる旨を明らかにしている。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 7-2）を定めている。